

## 構造改革特別区域計画

### 1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

那珂市

### 2 構造改革特別区域の名称

那珂市福祉有償運送特区

### 3 構造改革特別区域の範囲

那珂市の全域

### 4 構造改革特別区域の特性

#### (1) 那珂市の状況

平成17年1月21日、那珂町と瓜連町が合併し「那珂市」が誕生した。東京から北東へ100kmあまり、茨城県の中央よりやや北に位置し、北部を久慈川、西部を那珂川に挟まれた面積97.8km<sup>2</sup>の市で、南側は県都水戸市に、北側は常陸太田市、常陸大宮市に、東側は工業都市の日立市、東海村、ひたちなか市に、西側は城里町に接している。市の中央部には常磐自動車道が走り、市のほぼ中心に那珂I.C.が開設され、首都圏からは1時間程度で来ることができる。市の東部に国道6号線、中央部に国道349号線、さらに西部には国道118号線がそれぞれ南北に走っており、主要な交通路線となっている。また水戸市と郡山市を結ぶJR水郡線が南北に走っており、市内には下菅谷駅、上菅谷駅、瓜連駅の3つの有人駅を含む9つの駅が設置されている。

平成17年4月1日現在の人口は56,605人で、そのうち65歳以上の人口は11,455人で、高齢化率は20.23%になり、ここ数年で約3%増加している。身体障害者手帳の所持者は1,597人、療育手帳は320人、精神障害者保健福祉手帳は85人である。

#### (2) 移動制約者の状況

身体障害者

(人)

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
視覚障害	105	49	14	8	12	17	205
聴覚・平均機能障害	3	53	13	10	1	35	115
音声・言語・そしゃく機能障害	1	1	13	5	0	0	20
肢体不自由	201	220	133	159	95	40	848
内部障害(心臓・腎臓・呼吸器等)	249	1	81	78	0	0	409

平成17年4月1日現在、身体障害者手帳の交付者数は1,597人で、視覚障害者205人、肢体不自由障害者848人の多くが、バスや電車などの公共交通機関を利用して外出することが難しい移動困難者であると推測される。

視覚障害者や内部障害者の大部分は、福祉車両による移送は必要としないが、一人で公共交通機関を利用することは困難であると推定され、セダン型車両による移送が必要であると考えられる。

#### 知的障害者

平成17年4月1日現在、療育手帳の交付者数は320人である。知的障害者の中には、公共交通機関の利用方法などが理解できない方もあり、また、介護者や環境が変わるとパニックに陥る障害者も多い。肢体不自由等との重複障害がない知的障害者については、福祉車両による移送は必要でないため、セダン型車両を用いた移送サービスにより、本人をよく理解している特定の運転者が外出支援を行う必要がある。

#### 精神障害者

平成17年4月1日現在、精神保健福祉手帳交付者数は85人である。精神障害者についても、一部の方は公共交通機関の利用が困難であり、知的障害者同様、福祉車両による移送は必要ではないが、セダン車両を用いた特定の運転者による外出支援が必要である。

#### 介護保険の要介護認定者

(人)

	要支援	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
第1号被保険者	217	433	219	186	182	206	1443
65歳以上75歳未満	35	65	27	26	29	24	206
75歳以上	182	368	192	160	153	182	1237
第2号被保険者	1	25	18	5	6	10	65
総数	218	458	237	191	188	216	1508

#### 内、居宅サービス受給者数

	要支援	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
第1号被保険者	149	319	138	77	79	44	806
第2号被保険者	0	12	11	4	5	5	37
総数	149	331	149	81	84	49	843

平成17年4月1日現在、65歳以上人口11,455人に対して、介護保険の要支援・要介護認定を受けている高齢者の数は1,508人で、認定率は13.2%である。

要支援・要介護認定を受けている者のうち、要介護度4・5の認定を受けている40

4人の大部分は、外出時に福祉車両もしくは特定の運転者によるセダン型車両による移送が必要な移動困難者であり、要支援から要介護3までの710人についても福祉車両までは必要ではないが、セダン型の一般車両による移送サービスが必要であると推定される。

### (3) 公共交通機関の状況

市内には、JR水郡線(常陸太田線含)が通っていて、9つの駅があるが、朝夕の通学時間帯を除くとまばらな運行であり、駅の中には、階段を上らないとホームに行けずスロープ等の設置もないところもあるため、障害者等の移動困難者が移動手段として利用することは難しい。

また、茨城交通(株)による路線バスも運行しているが、主に国道を通る運行経路は、市内の一部地域に限られており、またノンステップバスも導入されていないため障害者が利用するのは困難な状況である。

さらに、「福祉循環バス」ということで、茨城交通(株)に委託して、バス4台による市内循環を行っているが、台数が少ないため運行日、運行時間が限られているうえ、ノンステップバスではないので、利用者も固定化してきており、見直しを求められているサービスである。

#### 福祉バス運行実績

	平成15年度	平成16年度
年間運行日数	243日	243日
年間運行回数	6,559回	6,395回
年間利用人数	26,892人	29,180人
1回あたりの利用者数	4.1人	4.6人

市内に本社、営業所を置くタクシー会社は、丸金タクシー(有)、茨城第一交通(有)の2社である。

那珂市においては、まだ障害者のタクシー利用の補助を行っておらず、バス・電車等による移動が困難ではあるが福祉車両による移送までは必要がなく、家族等に移送をしてもらえない者については、通常の利用料でタクシーを利用している状況である。障害者の団体、議会の一般質問等で、タクシー券の助成について強く要望されているところであり、今回福祉有償運送運営協議会の設置に合わせ、このタクシー券の助成についても検討しているところである。

### (4) 公共交通機関以外の外出支援

那珂市社会福祉協議会では、リフト車を貸し出し、運転者は登録のボランティアが行う外出支援サービスを行っている。

## 5 構造改革特別区域計画の意義

那珂市において、鉄道はＪＲ水郡線（一部常陸太田線）のみで、路線バスも国道等の４路線しか通っておらず、一部を除いては、自家用車がないと大変交通の利便の悪い地域である。そのため、高齢者・障害者等の移動制約者の交通手段を確保する施策として、平成１２年８月から福祉循環バスの運行を茨城交通（株）に委託して行っている。しかし、運行本数やバス停留所が少なく必ずしも市民が満足できる運行体制にはなっていない。さらに、バス停留所まで行くことすら困難な移動制約者も多く、このような状況の中、ＮＰＯ法人等による外出支援サービスが実績を伸ばしてきている。その中でも、視覚障害者や歩行困難ではあるが座位は保てるなど、必ずしも福祉車両を必要としない移動困難者の送迎については、セダン型の車両を利用した移送サービスが有効であると考えられる。

また、知的障害者や、精神障害者においても、福祉車両は必要ないが、タクシーを含め公共交通機関での移動は困難である場合が多く、セダン型車両を利用した移送サービスは有効である。

このような移動制約者に対し、セダン型の車両を利用した外出支援を行い移動手段を確保することは、障害者や要介護高齢者等が、地域において在宅でも生活することを可能にする一つの条件と考える。

## 6 構造改革特別区域計画の目標

那珂市では、合併後の『まちづくり計画』の中で、「健やかで生きがいをもって暮らせるまちづくり」を掲げており、その中で高齢者や障害者の移動手段の確保をあげている。施策の一つとして、平成１８年度より電車やバスでの外出が困難な障害者や高齢者に対して福祉タクシー券の交付を検討している。しかしながら、利用金額に制限を設けざるを得ないことや、利用対象者の増加、利用時間帯の集中等必ずしも移動制約者の要望どおりには行かなくなると予測される。

そこで、特例措置によるセダン型等の車両を利用した社会福祉法人やＮＰＯ法人の実施する福祉有償運送サービスを同時に促進することにより、行政とボランティア団体等が協力して移動制約者の外出支援を推し進め、障害者等が健常者と同じように健やかで快適に生活できるような、さらには、移動手段を確保することで、障害者等が目的を持っていきいきと暮らせるまちづくりに資することを目標とする。

## 7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

ＮＰＯ等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両を拡大し充実していくことにより、福祉や医療のサービスを今まで以上に受けやすくするだけでなく、

これまでは諦めていた、余暇活動や地域活動への参加も可能となり、高齢者の介護予防効果や社会的入院の減少が期待できる。

また、福祉有償運送運営協議会などを通じて、ボランティアを行うNPO法人等とタクシー事業者が交流することにより、両者がそれぞれ得意分野を生かす形で移動困難者の外出支援に取り組むことができれば、NPO法人等の利用者にも状況に応じてタクシー事業者を紹介するなどにより、タクシー事業の拡大にもつながる可能性がある。

## 8 特定事業の名称

1206(1216)

NPO等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業

## 9 構造改革特別区域において実施しまたは実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

タクシー利用助成事業（計画中）

- ・実施者 那珂市
- ・対象者 身体障害者手帳1・2・3級所持者  
療育手帳A・A所持者  
精神保健福祉手帳1級所持者  
要介護高齢者（要介護度3・4・5）
- ・利用上限 年間600円券を48枚
- ・契約事業者 市内タクシー業者2社

別紙 構造改革特別区域において実施しまたはその実施を促進しようとする事業の内容、実施主体及び開始の日並びに特定事業ごとの規制の特例措置の内容

## 別紙

### 1 特定事業の名称

1206(1216)

NPO等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業

### 2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

運営協議会において認められた、特区内で活動する社会福祉法人、NPO法人等の非営利法人

### 3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画認定日

### 4 特定事業の内容

#### (1) 運送主体

- ・ 那珂市内で活動を行う社会福祉法人・NPO法人等の非営利法人

#### (2) 事業が行われる区域

- ・ 出発地または到着地が那珂市

#### (3) 事業により実現される行為

- ・ 要介護認定者、身体障害者、知的障害者、精神障害者、難病患者等の移動制約者で、あらかじめ運営主体に登録をした会員及びその同伴者に対し、一般車両を用いて有償で送迎サービスを提供する行為。

### 5 当該規制の特例措置の内容

平成16年度から一定の条件を付して許可されることとなったNPO等による福祉有償運送は、車いす対応や寝台車両などの福祉車両を用いるボランティア輸送に限定している。人工透析者や知的障害者、精神障害者、座位を保てる高齢者等に対しては、福祉車両を用いる必要はなく、一般車両を用いてサービスを提供することが適しているため、福祉有償運送の運行車両を拡大しようとするものである。

#### (1) 那珂市福祉有償運送運営協議会の設置

那珂市における社会福祉法人・NPO法人等の非営利法人による福祉有償運送の必要性や、福祉有償運送の実施に伴う安全の確保、旅客の利便の確保について協議するために、那珂市が主宰者となり、那珂市福祉有償運送運営協議会を設置する。

第1回運営協議会は、平成17年10月26日に開催。

#### 運営協議会の構成委員

つぎに掲げる者のうちから10名以内で構成され、市長が委嘱する。

- 1) 助役
- 2) 関東運輸局茨城運輸支局長の指名する職員
- 3) 地域住民の代表(民生委員)
- 4) 有償運送利用者の代表(障害者団体の代表)
- 5) 市内タクシー事業者の代表
- 6) 市職員

#### 運営協議会の開催

- ・ 協議会は会長が招集し、議長を務める。
- ・ 協議会は、委員の過半数が出席しなければ開催できない。
- ・ 協議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決定する。
- ・ 会長は、必要に応じて、協議会委員以外の者に会議への出席を求め、意見を聞くことができる。

#### 運営協議会の事務局

- ・ 協議会の庶務は、那珂市保健福祉部介護福祉課において処理する。

#### (2) 運送主体

那珂市で活動する社会福祉法人・NPO法人等の非営利法人で、運営協議会の協議を経て、道路運送法第80条第1項の許可を受けた事業者とする。

#### (3) 使用車両

以下の条件を満たす福祉車両並びにセダン型の一般車両とする。

##### 使用権原

運送主体が使用権原を有している車両、または、運転者等から提供される自家用自動車で以下の条件を満たす車両。

- ・ 運送主体と自家用自動車を提供し当該運送に携わる者との間に当該車両の使用に係る契約が締結され、当該契約の内容を証する書面が作成されていること。
- ・ 有償運送の管理、特に事故発生、苦情等への対応について運送主体が責任を負うことが明確化されていること。
- ・ 利用者に対し、事故発生、苦情等の対応に係る運送主体の責任者及び連絡先が明瞭に表示されていること。

#### 車両の表示

外部から見やすいように使用自動車の車体の側面に有償運送の許可を受けた車両である旨、次のとおり表示すること。

- ・ 氏名、名称または記号
- ・ 「有償運送車両」または「80条許可車両」の文字
- ・ 文字はステッカー、マグネットシート等による横書きとし、自動車の両側面に行う。

#### 自動車登録簿の作成

運送主体は、使用する自動車の型式、自動車登録番号及び初年度登録年、損害賠償措置、関係する設備または装置その他必要な事項を記入した自動車登録簿を作成し、適切に管理する。

### (4) 運転者

#### 自動車免許の種別及び講習等

普通第二種免許を有することを基本とする。

普通第二種免許を有しない場合は、運営協議会の意見を踏まえ、以下の条件などにより有償運送に十分な能力及び経験を有していると認められた者とする。

- ・ 申請日前2年間運転免許停止処分を受けていないこと。
- ・ 茨城県公安委員会等が実施する、車両の運転に関する技術及び知識の向上を図ることを目的とした、実車を伴う特定任意講習等を受講した者。
- ・ 社団法人全国乗用自動車連合会等が実施するケア輸送サービス従事者研修を修了した者。
- ・ 移送サービスマニュアル編集委員会が発行するテキスト等に基づき運送主体が自主的に行う福祉輸送に関する研修を修了した者。
- ・ その他移動制約者の輸送の安全確保に関し必要な知識または経験を有する者。

#### 運転者名簿の作成

運送主体は、運転者の氏名、住所、年齢、自動車免許証の種別、交通事故その他道路交通法（昭和35年法律第105号）違反に係る履歴、安全運転等に係る講習等の受講歴及びその他必要な事項を記入した運転者名簿を作成し、適切に管理する。

### (5) 損害賠償措置

- ・ 運送に使用する車両全てにおいて、対人8,000万円以上及び対物200万円以上の任意保険もしくは共済（搭乗者傷害を対象に含むものに限る）に加入していること。



- ・ 運送主体として、乗降介助時の事故に対応する保険に加入していること。
- (6) 運送の対価
- 一般旅客自動車運送事業及び地域の公共交通機関の状況等地域特性を勘案しつつ、営利に至らない範囲において設定するものとする。上限については、一般旅客自動車運送事業のおおむね2分の1を目安とする。
- (7) 管理運営体制
- 運行管理、指揮命令、運転者に対する監督及び指導、事故発生時の対応並びに苦情処理に係る体制その他の安全確保及び旅客の利便の確保に対する体制が、明確に整備されていること。
- (8) 法令遵守
- 許可を受けようとする者が、道路運送法第7条の欠格事由に該当するものでないこと。